

秋田県告示第494号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定に基づき、公示する。

平成4年12月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
落合1号	秋田県秋田市上新城小又字落合及び高野屋（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片野1号	秋田県秋田市上新城中字片野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
赤沼	秋田県秋田市広面字赤沼（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
戸賀	秋田県男鹿市戸賀字戸賀（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
坂ノ下	秋田県潟上市飯田川飯塚字僧ヶ沢及び同市飯田川和田妹川字坂ノ下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課、関係地域振興局建設部及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。